

○議院運営委員会

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提出月日	衆議院	衆議院	衆議院	備考
10	国会法の一部を改正する法律案	遠藤要君 （月 日） （六、五、三）	六、五、三	付託 可決 可決	付託 可決 可決	付託 可決 可決	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者	予備送本院へ提出月日	衆議院	衆議院	衆議院	備考
8	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案	議員運営委員長 （月 日） （六、四、一）	六、四、一	付託 可決 可決	付託 可決 可決	付託 可決 可決	
9	議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案	議員運営委員長 （月 日） （四、一）	四、一	付託 可決 可決	付託 可決 可決	付託 可決 可決	
10	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議員運営委員長 （月 日） （四、一）	四、一	付託 可決 可決	付託 可決 可決	付託 可決 可決	

規則案（二件）

参議院規則の一部を改正する規則案	件名	提出者	提出日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
		遠藤 要 君 外 七 名	六、五、三			六、五、三 可 決	

国会法の一部を改正する法律案（参第一〇号）

要旨

本法律案は、参議院改革協議会の答申に基づき、参議院に国政の基本的事項に関し長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができること、調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続すること並びに調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めること。

趣旨説明

一、調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする事及び調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選すること。

二、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用すること。

三、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用すること。

四、本法律は、第百五回国会の召集の日から施行すること。

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

本案は、一般の参議院改革協議会の答申に基づき、参議院にふさわしい審議を行う機関として、新たに国政の基本

的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けようとするものであります。

本案は、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の賛同の下に立案されたものであり、日本共産党は、委員会のほかに調査会を設ける必要性は認められない等の理由から本案の発議には加わっておりません。

以下、本案の内容について申し上げます。

まず第一に、参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができることとし、この調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続することとしております。

なお、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めることとしております。

第二に、調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとし、また、調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選することとしております。

第三に、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用する

こととしております。

なお、附則において、本改正は第百五回国会の召集の日からこれを施行することとしておりますほか、関係法律について所要の整備を行うこととしております。

以上が、本案の趣旨及びその内容でございます。何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げます。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

- 1 立法事務費の月額六十万円を六十五万円に改める。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、国会における各会派に対する立法事務費の交付に

関する法律の一部を改正する法律案は、本年四月から、立法事務費の月額を、議員一人につき現行より五万円を引き上げようとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案は、政治倫理審査会に出頭した参考人に対し、委員会に出頭した参考人と同様に、旅費及び日当を支給しようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年四月から、議員の秘書に支給される勤続特別手当の支給率を改善するとともに、新たに、勤続二十五年以上の秘書に永年勤続特別手当を支給しようとするものであります。

以上三案は、委員会におきまして審査の結果、いずれも可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆第九号）

本案の内容は、次のとおりである。

1 政治倫理審査会に出頭した参考人に対し、旅費及び日当を支給することとする。

2 本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前掲委員長報告参照

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

1 勤続五年以上の秘書に支給する勤続特別手当の支給率を勤続五年以上八年未満について五%、以後三年毎に三%ずつ二%に至るまで加算するよう改めるとともに、勤続二十五年以上の秘書に、新たに七%の永年勤続特別手当を支給することとする。

2 本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

委員長報告

一九九ページ参照

参議院規則の一部を改正する規則案

趣旨説明

ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案について、提案の趣旨を御説明いたします。

本案は、今般の国会法の一部改正に伴い、参議院の調査会に関し、所要の規定の整備を行うおとするものであります。

以下、その内容を申し上げます。

まず第一に、調査会の設置時期について、調査会は、参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において設置するものとしております。

第二に、調査会の公聴会は、調査のため必要があるときに、これを開くことができることとしております。

第三に、法律案提出の勧告について、調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができること、この場合、調査会長は、勧告の趣旨及び内容を記載し

た文書を議長に提出しなければならないこと、議長は、これを適當の委員会に送付することとしております。

以上のほか、調査報告書、議院への報告、専門的知識を有する職員の配置について、それぞれ規定を置くとともに、調査会の組織、運営等について、委員会の理事、小委員会、参考人、委員派遣等所要の規定を準用することとしております。

なお、附則において、本改正は国会法の一部改正施行の日、すなわち、第百五回国会の召集の日から施行することとしておりますほか、行為規範及び参議院政治倫理審査会規程について所要の整備を行うこととしております。

以上が本案の趣旨及びその内容でございます。
何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げます。